

また、比較的簡易な読図ができる。

- ii. 「自律性」:経験年数にもよるが、指示された基礎的な作業を自分から行うことができる。
- iii. 「判断・意思決定」:指示された作業を行う中で経験した比較的簡易な特異作業については自らの意思で判断し行う事ができる。
- iv. 「責任の程度」:職長からの具体的な指示・指導により基礎的な作業を実践できる。また、比較的簡易な読図ができる。

II. 随時2級

※職長に準じる、主任程度の「応用力・責任」がある人材を想定

- i. 「実践」:職長からの概略的な指示に基づき、配管図の読図による材料取りや型取り・心出しができ、曲げ加工及び鋼管仮付け溶接等の専門的な作業もできる。
- ii. 「自律性」:配管施工における一般的な知識を有し、本人の気質等による部分も大きい工程表に則り自発的に作業を進める事ができる。
- iii. 「判断・意思決定」:経験則の中で意思決定を行う事ができ、判断に迷う際は職長との協議を行うことができる。
- iv. 「責任の程度」:経験年数にもよるが、職長に準ずる主任程度の責任範囲となる。

III. 1級

※職長と同程度の責任を有し、自分で出来形管理や意思決定を行うことができる人材を想定

- i. 「実践」:配管施工図の作成ができ、専門的な知識と技能を必要とする作業を行うことができる。配管作業に係る各種法令と労働安全衛生法(配管施工に限る)の知識を有し配管工事全体の安全管理を行うことができる。
また、職長と同程度の能力を有し施工計画に基づいた段取りや指示出しができる。
- ii. 「自律性」:本人の気質等に依存する部分も大きい、職長として作業工程を組み配管施工の出来形管理ができる。
- iii. 「判断・意思決定」:技能検定1級受験資格である実務経験と合格するための知識(学科部分)により自らの意思で判断・決定を行う事ができる。
- iv. 「責任の程度」:職長と同じ責任範囲となる。

● 「技能検定スキル参照表」の作成にあたり留意すべき点について

- 「実技試験(スキル)」の項目の中で「炭素鋼及び工具鋼の簡単な焼き入れ・焼き戻しができること」と書かれているが、「できる」という表現に関して、しっかりとしたインフラが整っている会社であるかどうかや、どのレベルでできるのかが定義しにくい。焼き入れ・焼き戻しは、ものづくりの中で重要なファクターを占める項目であるため、インフラや環境に左右されずにできるものであると海外に誤認されないように表現する必要がある。
- スキル参照表における実技に関する記載は、技能検定の試験基準に基づいて記載されているものであり、あくまで試験問題において「問う内容」を説明しているものであって、合格者であれば、記載内容のすべてを完遂できるわけではないという注釈を記載すべき。

- 技能実習生が、現場の実務経験だけで技能検定試験に合格するのは難しい。技能検定試験合格のために、試験対策を実施するケースも多い。
- スキル参照表において3級は、JEQF のレベル3(高校卒業程度)に該当することになっているが、AQRF についてはレベル2(中卒程度)になっており、齟齬が生じている。他方、受検要件として実務経験年数が指定されていることや、「スキル参照表」の「応用力・責任」の記述において実務経験も想定していることから、教育資格との対応関係の整合性を重視し過ぎるのも、また問題である。学歴ベースにするか、ディスクリプタ(記述子)ベースにするかというジレンマがあり、AQRF はあくまでコンピテンシーのディスクリプタ(記述子)ベースであるが、学歴もある程度紐付けられてしまっているという面がある。
- 各職種の説明が記載されていなければ、「技能検定スキル参照表」に関する理解が困難であり、各職種の概要を追記すべき。

③ 日本の技能検定の相手国での片側承認を実現するための対象職種の選定について

- 片側承認の可能性を検討するにあたっての論点および前提
 - 一部科目の免除も想定した場合、片側承認は国家間レベルのものを想定すべき。対象としては、主に技能検定3級を想定する。国や職種によって親和性の高低に差があるため、具体的な職種と国を示すのが難しい場合も、親和性があると考えられる国の特徴や、業界(建設系・製造系等)レベルの視点で検討を行う。
 - ある部分については日本特有の文脈で活用できない、あるいはその国においてそもそも作業するための機械が存在しない、産業として存在していない、受け皿がない等のさまざまな要因があると考えられる。ただし、部分的免除や部分的承認の可能性を検討するにあたっては、優先的に考えられる職種の中のどの部分において部分的承認が可能なのか、免除が可能なのか、またはどの国なら最初の候補として考えられるかといった観点で検討する必要がある。
- 片側承認を実現する上での課題について
 - 技能検定試験合格者の個人の能力を示すポートフォリオ的な考え方に立脚すれば、技能検定試験の課題を公開することで、技能検定試験の任意の級に合格したということが、雇用者側の判断の材料の1つになる。
 - しかし、今後の施策展開を考えた場合、任意の職種における技能検定試験の該当級が、相手国のものと同等であることを相手国政府に直ちに認めてもらうことは難しいにしても、双方の試験内容のうち一部が似通った内容であった場合に、日本の技能検定の合格者は一部の課題を免除してもらうといった対応の可能性を想定して検討を進めることが現実的である。
- 片側承認の可能性が高い職種について
 - インドネシアの場合、日本の協力した8職種(フライス盤作業3級、機械製図 CAD 作業3級・2級、機械検査3級・2級、金型仕上げ作業2級、金属プレス2級、プラスチック射出成形3級・2級、設備保全(現・電気系保全作業)2級、平面研削盤作業2級)については、日本式の技能検定が現地の国家検定として導入されている。8職種のうち6職種は日本と同じ課題や試験方法を採用しているため、実技試験に関しては、日本の技能検定合格者と同等と言える。ただし、学科試験についてはインドネシア側で作成しているため、内容まで

は把握できない。

- フライス盤とプラスチック射出成形についてはインドネシアの事情を考慮して日本の課題を一部変更しているため、レベルの対応関係は定かではない。
- タイでは、JICA(国際協力機構)の協力でシーケンス制御の技能検定試験を実施している。レベル1とレベル2(それぞれ日本の3級と2級相当)で実施しており、日本の専門家が現地に一年間滞在し、現地の技能評価者を指導した上で課題を作成しているが、試験の実施方法は日本と全く同じである。
- ベトナムの場合、旋盤のレベル2・レベル3(それぞれ日本の3級と2級相当)、フライス盤レベル2(日本の3級相当)に関して、課題は同じであるが合格基準がやや緩い。実技試験の課題は、8割程度、日本と同じ内容である。ただし、インドネシア同様、学科試験に関しては、現地で独自に作成している。
- SESPP 事業においては、まだ建設業の職種が採用されていない中、比較的、帰国後もニーズが高いと思われる建築工事の2職種(鉄筋施工・配管)を、本事業の検討対象として選定した経緯がある。配管は、屋内作業・屋外作業を問わず海外でも需要があるため、配管の方がニーズは高い。現在、建設業界では、インドネシアの技能実習生・特定技能外国人が増えてきているが、鉄筋施工よりも配管の方が人気があり、募集をかければすぐに応募が来る状況である。鉄筋施工・配管以外では、型枠施工は一定のニーズがあるかもしれない。
- 職種を選定する際に注意したい点は、日本と海外で、労働安全衛生法の中身や基準が大きく異なるため、帰国後は全く評価されないという点である。
- シーケンス制御に関しては、日本で1級・2級を取得していれば、そのまま現地でも仕事ができる水準である。シーケンス制御は非公開試験であり、日本では、試験問題作成にあたって専門家が集まって、かなり長い時間をかけて検討し、毎年試験問題を改定していることから、相手国の資格を日本で承認するよりも、日本で取得した資格を帰国後に承認してもらう方が現実的である。
- 機械加工のフライス盤に関しては、使用する機械が日本と異なるため、削り方の基本や完成までのプロセスについては海外でも直接役立つ技能であるものの、日本で学んだ切削方法が、機械が異なることによって適用できない可能性がある。ただし、技能検定1級取得者のような、高いレベルの技能を持った方であれば、機械が変わっても対応できるような一定の応用力も身に付けている可能性がある。
- プラスチック射出成形・樹脂成形に関しては、射出成形機による違いがあったとしても、作業の進め方や、スタビライゼーションを確保するためのプロセス・アプローチにおいて、海外でも通用するものがあり、展開しやすいと考えられる。
- 機械等を検査する技能については、海外でも企業内育成のために技能学習をさせているケースがあるため、現地でもニーズがあると考えられる。
- 「シーケンス制御」のような技能検定試験の単位は、ある職種の仕事を履行するための要素であり、職種として生計を立てられる一つのまとまりではない。職種として生計を立てられるかどうかは国によって事情が異なるが、仕事のための要素単位であればスムーズに片側承認を実現できる可能性がある。シーケンス制御の技術・技能そのもので生計を立てられる場合もあり、機械製造業者と組んで生産設備を作ることを生業にしていこうという組み合わせ

せも考え得る。

- グローバルにニーズが高い職種としては、メンテナンス・保全の分野が挙げられる。実際、グローバルの関連企業において、メンテナンス・保全分野の人材育成について問われることが多い。

- 報告書の取りまとめ方針について

- 報告書のまとめのパートに、片側承認を実現する上での課題、対応方針、SESPP 事業の今後の方向性の案を整理する。また、技能の「見える化」の部分については、「技能検定スキル参照表」を調査結果のまとめとして掲載する。
- 本事業では暫定的なまとめとして各等級における応用力・責任を対応させる形で整理するが、それぞれの試験の中のユニット別に応用力・責任の整理をしていくことが今後の重要な課題である。今後、より精緻にユニット単位での説明力を高めていく必要があるという方向性で報告書を作成する。
- 本事業では調査できていない部分として、現地の資格制度の実態把握が挙げられる。今回はあくまで日本側の国際的な説明力を高めていくための暫定的な調査・検討を行ったが、現地の資格の中でどのような応用力・責任が担保されているかという実態把握を行い、日本側の説明準備と現地への説明準備ができた段階で、ようやく片側承認への道筋が見えてくる。
- 技能等の「見える化」を考える際には、最終的に誰がそのスキルを評価するのかというアクターの視点が重要となる。評価主体には、雇用者などがスキル保持者を個人ベースで評価する場合だけではなく、政府機関や資格機関、ナショナルインフォメーションセンター等のように、資格に関する認定・承認や国際的な比較照会を制度的に担う公的主体も含まれる。前者の雇用者等による個人ベースの評価については、ポートフォリオ、デジタルウォレット、個人口座等を通じて、個人が自らのスキルや経験を生涯にわたって蓄積・可視化していく取組が国際的に進められている。本事業において実施したヒアリング調査は、こうした個人ベースのスキル評価に関する実態把握を目的として行ったものである。一方、資格の相互承認・片側承認の観点からは、個人ベースの属人的な評価では再現性や標準化に課題がある。このため、本検討委員会では技能検定という資格に着目し、標準化・再現性を備えた形でのスキルの「見える化」を目指し、資格枠組みや国際的な説明指標との整合性を踏まえ、技能検定に関するスキル参照表の試行的整理を行った。本検討委員会におけるこうした整理は、将来的に資格の承認に向けた検討の基礎資料となることが期待される。

【検討委員会出席者】

<座長>

野田 文香 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

<委員(50音順)>

稲川 文夫 株式会社 JTB 霞が関事業部 SESPP 事務局 技術顧問

内山 聡 株式会社デンソー 技能人財養成部
人財養成推進室 キャリアエキスパート

谷口 雄治 職業能力開発総合大学校 名誉教授

西谷 賢二 パナソニックホールディングス株式会社
MI 本部 成形技術開発センター 開発企画管理部

橋本 拓也 Panasonic Manufacturing Malaysia Berhad
Manufacturing Innovation Division Senior Group Manager

本高 裕一 株式会社森建設 経理部 係長
(同社代表取締役 森 義大氏の代理出席)
※第2回検討委員会以降は、本高氏が委員に就任

山口 塁 独立行政法人労働政策研究・研修機構 多様な人材部門 研究員

吉本 雅教 トヨタ自動車株式会社 トヨタ技能者養成所 技能教育課 課長

脇坂 大介 一般社団法人日本経済団体連合会 産業政策本部 上席主幹

<厚生労働省>

宇野 浩一 厚生労働省 人材開発統括官付 海外協力室 室長

内野 智裕 厚生労働省 人材開発統括官付 海外協力室 海外協力推進官

宮下 康彦 厚生労働省 人材開発統括官付 海外協力室 室長補佐

井上 了子 厚生労働省 人材開発統括官付 海外協力室 協力係長

<オブザーバー>

石井 和広 独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員

北澤 謙 独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員補佐

岩下 崇 株式会社 JTB 霞が関事業部 SESPP 事務局 統括

<事務局>

渡邊 武瑠 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

杉田 裕子 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

内藤 大貴 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

山本 哲史 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

第6章 調査検討のまとめ

1. 日本の技能検定合格者の修得した技能等の「見える化」の検討（スキルの国際説明性を担保するための参照表の構築）

日本の技能検定に合格した外国人材が、帰国後に送出国において求職活動を行う際、適正に評価されるための枠組みを構想することを目的として、スキルの「見える化」の検討を行った。技能検定において学科・実技試験で測定されている知識・スキルについて、国際標準との整合性を確保するため、専門的知見に基づき国際的な参照枠組みとなる ASEAN 資格参照枠組み(AQRF)および日本の教育資格枠組み(JEQF)の基準に沿った「技能検定スキル参照表」を策定し、スキルの「見える化」の手法を構築した。

（１） 「技能検定スキル参照表」の作成方法、留意点

「技能検定スキル参照表」は、検討対象の職種別に「学科試験(知識)」「実技試験(スキル)」「応用力・責任」「ASEAN 資格参照枠組み(AQRF)における該当レベル(暫定)」「日本の教育資格枠組み(JEQF)における該当レベル(暫定)」の項目により構成されている。各項目の記述については、以下の方法で作成を行った。

なお、本資料は国際的な資格枠組みとの比較参照を目的とした、技術的な整合化の試行結果を整理したものである。特に「応用力・責任」「ASEAN 資格参照枠組み(AQRF)における該当レベル(暫定)」「日本の教育資格枠組み(JEQF)における該当レベル(暫定)」の項目については、資格枠組みとの比較参照を目的とした専門的知見に基づく暫定的なマッピング結果となっている。記載された記述やレベルは参照情報であり、公的な位置づけを確定するものではないことに留意されたい。

図表6-1 「技能検定スキル参照表」の作成方法、留意点

項目	作成方法、留意点
等級	技能検定1級、随時2級、随時3級を対象としている。 随時2級、随時3級は、技能実習生が修得した技能等を評価するための技能検定として設けられている区分である。技能実習2号の計画認定を受けたら速やかに随時3級の受検申請を行う必要があり、技能実習3号の計画認定を受けたら速やかに随時2級の受検申請を行う必要がある。 なお、シーケンス制御については、随時2級、随時3級が存在しないため、2級、3級を対象としている。 等級の基準については、1級は、上級技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とし、当該業務に10年以上従事している者と同等の技能・知識レベルを想定する。 2級(随時2級)は、中級技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とし、当該業務に5年以上従事している者と同等の技能・知識レベルを想定する。 3級(随時3級)は、初級技能者が通常有すべき技能

	及びこれに関する知識の程度を基準とし、当該業務に2年未満従事している者と同等の技能・知識レベルを想定する。
学科試験(知識)	各職種の「技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の資料をもとに作成。 技能検定試験において出題される内容を整理したものであり、合格者が記載内容のすべてを完遂できることを保証するものではない点に留意されたい。
実技試験(スキル)	各職種の「技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目」の資料をもとに作成。 技能検定試験において出題される内容を整理したものであり、合格者が記載内容のすべてを完遂できることを保証するものではない点に留意されたい。
応用力・責任	本事業の検討委員会における委員への意見聴取・検討委員会での議論をもとに作成。
ASEAN資格参照枠組み(AQRF)における該当レベル(暫定)	本事業の国内業界団体等へのヒアリング調査において聴取した該当レベルをベースとして、検討委員会での議論をもとにレベルの妥当性を確認・必要に応じて変更。
日本の教育資格枠組み(JEQF)における該当レベル(暫定)	本事業の国内業界団体等へのヒアリング調査において聴取した該当レベルをベースとして、検討委員会での議論をもとにレベルの妥当性を確認・必要に応じて変更。

(2) 「技能検定スキル参照表」

検討対象の職種別の「技能検定スキル参照表」については、別添資料を参照。

2. 日本の技能検定の相互承認・片側承認に係る検討

日本で取得できる技能検定資格が、相互承認あるいは片側承認制度により国際的に認められる資格となることで、技能実習生としての就労経験を通じた技能の修得、修得した技能の帰国後の求職活動等における活用、帰国後に就労経験を蓄積したうえで現地の技能検定を受けた人材の特定技能の枠組みでの再入国といった一連の流れの円滑化が期待される。

検討委員会で策定した「技能検定スキル参照表」を根拠に、技能検定資格の相互承認・片側承認の可能性や課題について検討を行った。また、相互承認・片側承認の実現に向けた課題への対応方針、それらを踏まえた SESPP 事業の今後の方向性についても整理を行った。

(1) 相互承認・片側承認を実現するうえでの課題

【相互承認を実現するうえでの課題】

- 相手国における国家技能検定(国家資格)の活用状況に関する課題
 - ① 相手国の企業において、現地の国家技能検定(国家資格)の認知度・ニーズが限定的である

(採用・昇進等において国家技能検定の取得状況が必ずしも考慮されていない)

- 相手国における相互承認の進捗状況に関する課題
 - ② 相手国において、技能職種の相互承認を第三国と締結した事例が十分に確認できない
また、相互承認が存在した場合でも対象職種が極めて限定的かつ活用事例が乏しい

【片側承認を実現するうえでの課題】

- 相手国における国家技能検定(国家資格)の活用状況に関する課題
 - ① 相手国の企業において、現地の国家技能検定(国家資格)の認知度・ニーズが限定的である
(採用・昇進等において国家技能検定の取得状況が必ずしも考慮されていない)
- 日本の技能検定により担保される知識・技能の実践適用に関する課題
 - ② 技能検定に合格することで担保される知識・技能は「試験科目及びその範囲並びにその細目」等において整理されているものの、受検者がどの程度自律的に業務を遂行し、どこまでの責任を担うことができるかは検定項目に明示的に含まれておらず読み取れる構造になっていない。
その結果、国際的な資格枠組み(AQRF 等)に基づく水準判断や片側承認の検討において十分な判断材料となりにくい
- 日本と相手国における産業構造や地域性に起因する職種・作業、技能・知識等のニーズや相互理解に関する課題
 - ③ 日本の技能検定と相手国の国家技能検定において、求められる知識・技能の水準やその範囲が異なる職種・作業が存在する
 - ④ 日本においては評価されるが、相手国の企業では評価されにくい、あるいは活かしにくい知識・技能が存在する
 - ⑤ 日本の技能検定に合格することで担保される知識・技能の説明に工夫が必要な職種・作業が存在する

(2) 片側承認の実現に向けた課題への対応方針

- 日本の技能検定に合格することで担保される「応用力・責任」の「見える化」
 - 上記の片側承認の課題②への対応策。本事業の検討委員会において検討を行った(「応用力・責任」の項目について専門的知見による記述を追加した「技能検定スキル参照表」の作成)
 - 本事業で作成した「技能検定スキル参照表」における「応用力・責任」は、AQRF のガイドライン(<https://asean.org/wp-content/uploads/2018/12/AQRF-Publication-2018-Final.pdf>)に基づき、「実践」「自律性」「判断・意思決定」「責任の程度」の項目を立てて、それぞれの職種についての専門的知見に基づいて記述を整理している。今後の検討課題として、職種間の整合性について検討の上、記述の形式を統一することで相手国に対する説明力を向上させることが必要である
 - また、「応用力・責任」については、技能検定が測定する知識・スキルに加え、合格者が現場で発揮する実務能力をより多角的に証明していくことが期待される。本事業で作成した「技能検定スキル参照表」における「応用力・責任」の「見える化」の整理を基盤としつつ、今後は、実務経験や研修等と組み合わせた重層的な能力証明の仕組みを検討していくことが有効である
- 日本の技能検定の各等級と AQRF (および JEQF) のレベルの対応関係の整理

- 上記の課題③への日本側の説明準備として、技能検定の等級ごとに AQRF(および JEQF)のレベルとの対応関係を整理。本事業の検討委員会において検討を行った
- 今後の検討課題として、本事業において整理する日本の技能検定と AQRF(および JEQF)のレベルの対応関係の仮案について、さらなる妥当性の確認・検証が必要である
- 今後の検討課題として、相手国の国家技能検定とAQRFのレベルの対応関係についての職種別の検討・整理(相手国側の説明準備)により、日本側の対応レベルとの照合が必要である
- 片側承認の可能性が高い職種の選定、当該職種における知識・技能の説明方法の検討
 - 上記の課題④が制約となりにくく、片側承認の可能性が高い職種を選定。本事業においては、片側承認の可能性が高い職種として以下の職種が検討委員会において言及された
 - ✧ 試験内容の類似性の観点から可能性が高い職種
 - ✓ インドネシアにおいては、SESP 事業で日本が協力したプライス盤作業3級、機械製図 CAD 作業3級・2級、機械検査3級・3級、金型仕上げ2級、金属プレス2級、プラスチック射出成形3級・2級、設備保全(現・電気系保全作業)2級、平面研削盤作業2級については、日本式の技能検定が現地の国家検定として導入されている。日本と同じ課題や試験方法を採用しているため、実技試験に関しては、日本の技能検定合格者と同等と言える
 - ✓ タイにおいては、JICA の協力によってシーケンス制御レベル1とレベル2(それぞれ日本の3級・2級相当)の技能検定試験を実施している。日本の専門家が現地に一年間滞在し、現地の技能評価者を指導した上で課題を作成しており、試験の実施方法は日本と同様となっている
 - ✓ ベトナムにおいては、旋盤レベル3・レベル2(それぞれ日本の2級・3級相当)、プライス盤レベル2(日本の3級相当)について実技試験の内容の多くの部分が日本と同様になっている。ただし、合格基準は日本の方が厳格なものとなっている
 - ✧ 相手国の技能・人材ニーズの観点から可能性が高い職種
 - ✓ 建設業においては、鉄筋施工、配管は帰国後もニーズが高いと考えられる。特に配管については、屋内作業・屋外作業を問わず海外でも需要があり、よりニーズが高い状況にある
 - ✓ 機械検査については、海外でも企業内育成のために技能学習が行われているケースがあり、現地でもニーズがあると考えられる
 - ✓ 機械保全については、グローバルにニーズが高いと考えられる
- ✧ 日本の技能検定で求められる技能水準の観点から可能性が高い職種
 - ✓ シーケンス制御については、日本で1級・2級を取得していれば、そのまま現地でも仕事ができる水準であると考えられる。シーケンス制御は非公開試験であり、日本では複数の専門家が協力して試験問題を作成しており、毎年試験問題を改定していることから、相手国において同様の水準で試験を行うことは容易ではない
 - ✓ プライス盤については、削り方の基本や完成までのプロセスについては海外でも直接役立つ技能である。ただし、日本で学んだ切削方法が、機械が異なることによって適用できない可能性がある。他方で、1級の合格者であれば、機械が変わっても対応できるような一定の応用力も身に付けている可能性がある
 - ✓ プラスチック射出成形については、射出成形機による違いがあつたとしても、作業の

進め方やスタビライゼーションを確保するためのプロセス・アプローチにおいて、海外でも通用する技能があると考えられる

- 今後の検討課題として、本事業において整理する片側承認の可能性が高い職種の仮案について、日本と相手国における産業構造や地域性、職種・作業、技能検定の違い等の調査を踏まえたさらなる精査が必要である
- そのうえで、上記の課題⑤への対応として、当該職種の技能検定への合格で担保される知識・技能の説明方法について、相手国との産業構造や地域性、職種、技能検定の違いを踏まえ検討が必要である

(3) SESPP 事業の今後の方向性の案

- 日本と相手国における産業構造や地域性、職種・作業の違いを考慮して、現在 SESPP 事業の対象となっている職種について検定の実施方法を一部調整することが有効
- 現在 SESPP 事業の対象となっている職種の中で、片側承認の可能性が高い職種を選定
 - 本事業の検討委員会において検討を行った
- 片側承認の可能性が高いものの、現在 SESPP 事業の対象外となっている技能検定職種について新たな対象職種として追加を検討することが有効

開発途上国における技能評価システム
(技能競技大会・技能検定)を通じた技能移転事業
外国人労働者の技能評価・活用に関する調査検討
報告書

令和8年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社